

志免町議会一般会議実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、志免町議会基本条例（平成22年志免町条例第12号）第4条第5項に規定する一般会議の実施について必要な事項を定める。

(開催時期等)

第2条 一般会議は、議員から議長に開催の申出があった場合又は団体等から議長に開催の申込みがあった場合において議会運営委員会が審査し、必要と認めたとときに開催する。

2 一般会議は、原則として、町内で活動している団体等と個別に開催する。

3 一般会議の開催を希望する団体等は、志免町議会一般会議申込書（様式第1号）を議長に提出するものとする。

4 一般会議の会場は、原則として役場庁舎4階第1・第2委員会室とする。

(テーマ)

第3条 一般会議のテーマは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町議会に関すること。

(2) 町政に関すること。

(3) その他町の重要な事項に関すること。

(役割分担)

第4条 出席は原則として全議員とし、テーマによっては所管委員会を議会運営委員会が決定する。

2 一般会議における司会進行者、記録者等の役割分担は、出席者が協議して決定する。

(次第)

第5条 一般会議の開催時間は、90分程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

(1) 内容の説明

(2) 質疑応答

(3) 意見提言

(一般会議の進め方等)

第6条 司会進行者は、一般会議のテーマを踏まえ、あらかじめ進行等について議長及び議会運営委員会委員長と調整を行う。

(記録)

第7条 一般会議の記録は、記録者において要点記録する。

(報告・評価等)

第8条 一般会議を終了したときは、記録者が議長に報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、議会ホームページに掲載するとともに、概要を議会だよりで公表する。

3 一般会議終了後は、全員協議会において評価及び総括を行う。この場合において、町政に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。